

平成31年（2019年）4月20日

1 前回の保護者連絡協議会から今回までの間の状況について

（1）やまさき、こしごえ、にしかまくら及びいまいすみ子どもの家について

- ・今年度で指定管理期間を満了する上記4施設について、来年2020年の4月から、各施設において「放課後かまくらっ子」を実施します。
- ・今後、小学校区ごとに説明会を開催予定です。事業の概要についての説明会を1回、具体的な利用方法に関する説明会を1回の計2回となります。

【開催スケジュール】（すべて土曜日、小学校の体育館をお借りし開催）

やまさき：7月27日、9月21日 こしごえ：7月20日、10月26日

にしかまくら：7月20日、10月5日 いまいすみ：7月6日、10月26日

- ・各施設においては引き続き指定管理による運営を予定しておりますので、改めて指定管理者選定委員会を組織し、業者選定を行います。指定管理者の決定は、今年の7月～8月頃となる見込みですが、詳細については確定次第、スケジュールを含め鎌倉市ホームページで公開いたします。
- ・放課後かまくらっ子の実施に伴い、西鎌倉小学校区の西鎌倉子ども会館、今泉小学校区の岩瀬子ども会館については、公共施設再編計画の考え方に基づき、閉館いたします。

（2）いなむらがさき、たまなわ及びうえき子どもの家について

- ・3施設については、2020年度中に、放課後かまくらっ子の実施を予定しております。実施に向け、各小学校との調整を進めているところです。

※次回の保護者連で詳細のご説明ができる見込みです。

2 メールで頂いたご質問への回答について

【ご質問】 父母会費徴収トラブルの相談窓口や弁護士の紹介が可能かどうか。

【回答】 庁内の法制部門にも、何かよい手だてがないかと相談しましたが、個別の弁護士の紹介は難しく、また青少年課としての支援も難しいという結論でした。

ただ、一般的な法律相談の窓口についてのご紹介は可能ですので、お知らせします。

・鎌倉市の法律相談

毎週金曜日と火曜日、支所では支所ごとに月に一度水曜日に無料の法律相談を行っています（予約制。相談日の一週間前までに市民相談課へ電話連絡か窓口にて申込み）。

・弁護士会での綜合法律相談（有料）

また、滞納者へ法的な対応を求めるといったことのほかに、滞納者へ送る手紙の書き方について、弁護士からアドバイスをもらうというような相談の方法もあるとのことでした。

3 次回以降の保護者連絡協議会の会場について

第2回：玉縄青少年会館 第3回：玉縄青少年会館 第4回：福祉センター（予定）

第5回：講堂（市役所第3分庁舎） 第6回：講堂（市役所第3分庁舎）